



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市長の職務の代理に関する規則及び副市長事務分担規則の一部を改正する規則	行財政局組織編成課	1
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	5
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(南平台自治会ほか)	地域協働局地域活性課	6
告示	道路法による道路の区域変更(市道 友が丘99号線)	建設局道路管理課	9
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 落合中央線)	建設局道路管理課	10
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	11
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	13
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	16
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	18
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	19
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	21
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	22
告示	介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設許可	福祉局監査指導部	23
告示	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	福祉局監査指導部	24
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	25
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	26
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	27
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	28
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	30
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	33
公告	大規模小売店舗立地法第6条第2項による届出(ダイエーグルメンティ小東山店)	経済観光局経済政策課	37
公告	神戸農業振興地域整備計画の変更	経済観光局農政計画課	40
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	41
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局給水課	42
交通局	自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務委託	交通局営業推進課	43

神戸市長の職務の代理に関する規則及び副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第6号

神戸市長の職務の代理に関する規則及び副市長事務分担規則の一部を改正する規則

(市長の職務の代理に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市長の職務の代理に関する規則（平成元年11月規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長の職務を代理する副市長の順序) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第1項の規定により、市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 第2順位 副市長 <u>小松恵一</u>	(市長の職務を代理する副市長の順序) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条第1項の規定により、市長の職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 第2順位 副市長 <u>小原一徳</u>

(3) [略]

(3) [略]

(副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 副市長事務分担規則（平成25年11月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務分担) 第2条 副市長は、次の各号に掲げる副市長の区分に応じ、当該各号に定める事務を担当する。 (1) 今西副市長 <u>会計室、行財政局、福祉局、健康局、こども家庭局、経済観光局、港湾局及び交通局の所管に属する事務並びに教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び市会事務局に関する事務</u> (2) <u>小松副市長</u> 危機管理局、地域協働局、文化スポーツ局、<u>環境局、建設局、都市局、建築住宅局、消防</u>	(事務分担) 第2条 副市長は、次の各号に掲げる副市長の区分に応じ、当該各号に定める事務を担当する。 (1) 今西副市長 <u>行財政局、環境局、経済観光局、建設局、都市局、港湾局及び交通局の所管に属する事務並びに人事委員会事務局、農業委員会事務局及び市会事務局に関する事務</u> (2) <u>小原副市長</u> 危機管理局、<u>会計室、地域協働局、文化スポーツ局、福祉局、健康局、こども家庭局、建</u>

局及び水道局の所管に属する事務

(3) 黒田副市長 局室区（前2号、次項及び第3項に掲げる局、室及び区役所をいう。）に係るSDGsに立脚した政策の企画及び立案並びに実施に関する事務並びにSDGsの視点を踏まえた市役所改革の推進に関する事務並びに森林及び緑化政策の推進に関する事務

2 企画調整局の所管に属する事務は、今西副市長及び小松副市長が共同して所掌する。

3 区役所の所管に属する事務は、今西副市長、小松副市長及び黒田副市長が共同して所掌する。

（事故ある場合等の事務処理）

第4条 今西副市長に事故があるとき、又は今西副市長が欠けたときはその担任事務は小松副市長が、小松副市長に事故があるとき、又は小松副市長が欠けたときはその担任事務は今西副市長が、黒田副市長に事故があるとき、又は黒田副市長が欠けたときはその担任事務は今西副市長がそれぞれ処理し、2人の副市長に

築住宅局、消防局及び水道局の所管に属する事務並びに教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局に関する事務

(3) 黒田副市長 局室区（前2号及び次項に掲げる局、室及び区役所をいう。）に係るSDGsに立脚した政策の企画及び立案並びに実施に関する事務並びにSDGsの視点を踏まえた市役所改革の推進に関する事務並びに森林及び緑化政策の推進に関する事務

2 企画調整局及び区役所の所管に属する事務は、今西副市長及び小原副市長が共同して所掌する。

（事故ある場合等の事務処理）

第4条 今西副市長に事故があるとき、又は今西副市長が欠けたときはその担任事務は小原副市長が、小原副市長に事故があるとき、又は小原副市長が欠けたときはその担任事務は今西副市長が、黒田副市長に事故があるとき、又は黒田副市長が欠けたときはその担任事務は今西副市長がそれぞれ処理し、2人の副市長に

事故があるとき、又は2人の副市長が欠けたときはそれらの担任事務は他の副市長が処理する。 2、3 [略]	事故があるとき、又は2人の副市長が欠けたときはそれらの担任事務は他の副市長が処理する。 2、3 [略]
--	--

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

神戸市告示第166号

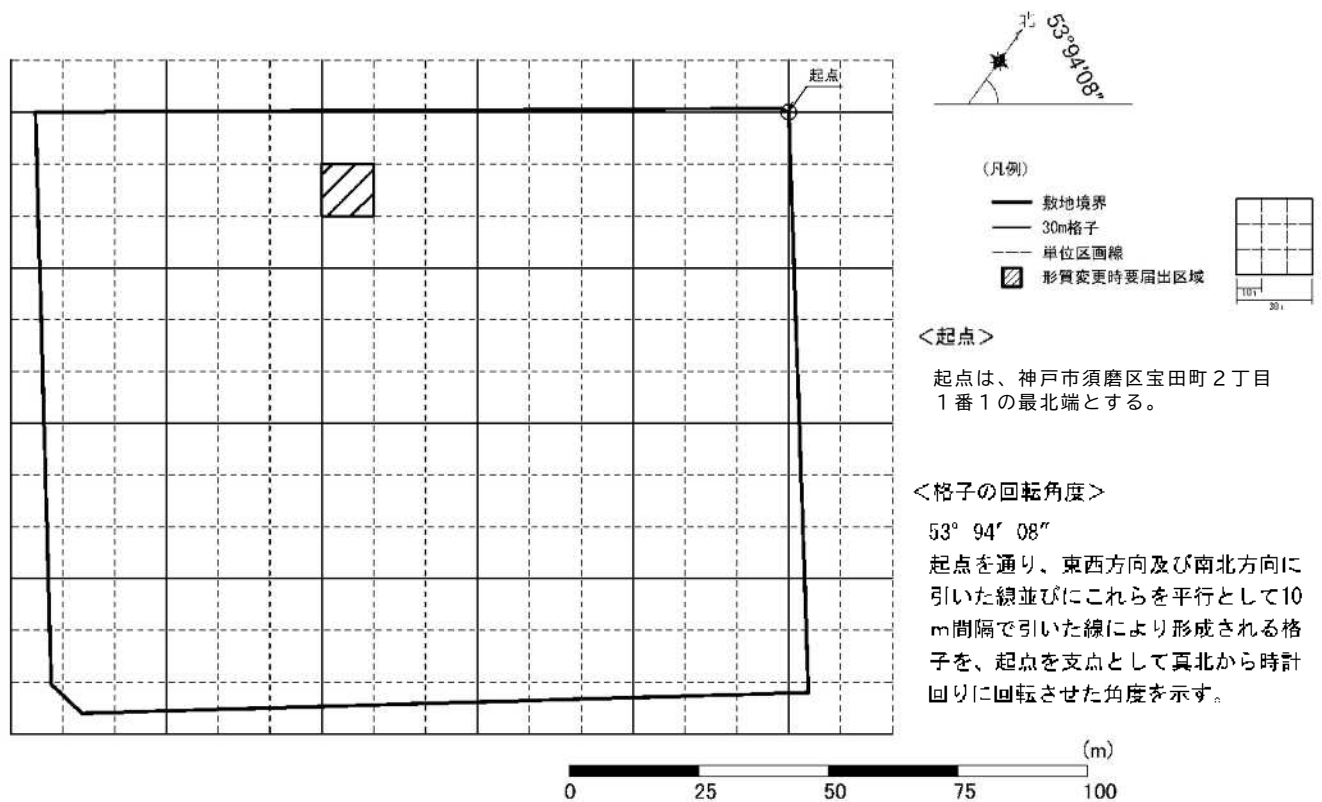
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和7年6月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
須磨区宝田町2丁目1番1の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物

別図



令和7年6月24日 神戸市公報第3916号

神戸市告示第175号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、南平台自治会、生田自治会、東白川台自治会、滝谷台自治会、岡本梅林倶楽部、松が枝町自治会、枝吉一丁目自治会、西場集落自治会、自治会法人百合ヶ丘むつみ会、漆山自治会、小東山本町2丁目西自治会、小山自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	南平台自治会	生田自治会	東白川台自治会
主たる事務所	神戸市西区押部谷町栄 205番地の99	神戸市西区伊川谷町有瀬 1281番地の1	神戸市須磨区東白川台 2丁目10番1号
代表者の氏名	田代 展代	井上 悦一	竹中 勇
代表者の住所	神戸市西区押部谷町栄 205番地の148	神戸市西区伊川谷町有瀬 1551番地の1	神戸市須磨区東白川台 4丁目6番6号

名称	滝谷台自治会	岡本梅林倶楽部	松が枝町自治会
主たる事務所	神戸市長田区滝谷町3丁目 9番22号	神戸市東灘区岡本6丁目 13番6号	神戸市北区松が枝町3 丁目1番地の88
代表者の氏名	野間 英利	長崎 泰和	原 絹子
代表者の住所	神戸市長田区滝谷町3丁目 6番14号	神戸市東灘区岡本6丁目 8番22号	神戸市北区松が枝町1 丁目7番地の3

名称	枝吉一丁目自治会	西場集落自治会	自治会法人百合ヶ丘む つみ会
主たる事務所	神戸市西区枝吉1丁目 246番地の2	神戸市西区岩岡町岩岡 937番地の1	神戸市北区緑町6丁目 33番11号
代表者の氏名	恩塚 昭雄	安福 洋二	深澤 哲司
代表者の住所	神戸市西区枝吉1丁目 231番地の1	神戸市西区岩岡町岩岡 1065番地の1	神戸市北区緑町6丁目 25番9号

名称	漆山自治会	小東山本町2丁目西自治 会	小山自治会
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町有瀬 555番地の6	神戸市垂水区小東山本町 2丁目25番7号	神戸市西区小山2丁目 13番8号
代表者の氏名	山本 泰裕	菅村 浩	竹内 透
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町有瀬 813番地の1	神戸市垂水区小東山本町 2丁目25番7号	神戸市西区小山2丁目 13番8号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 南平台自治会

令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	小前 實	田代 展代
代表者の住所	神戸市西区押部谷町栄205番地の141	神戸市西区押部谷町栄205番地の148

(2) 生田自治会

令和5年4月23日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山崎 治一	大森 久司
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町有瀬1310番地	神戸市西区伊川谷町有瀬1190番地の1

令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	大森 久司	井上 悦一
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町有瀬1190番地の1	神戸市西区伊川谷町有瀬1551番地の1

(3) 東白川台自治会

令和7年4月20日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	青木 正二	竹中 勇
代表者の住所	神戸市須磨区東白川台4丁目21番8号	神戸市須磨区東白川台4丁目6番6号

(4) 滝谷台自治会

令和7年4月20日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	上田 幸良	野間 英利
代表者の住所	神戸市長田区滝谷町3丁目2番21号	神戸市長田区滝谷町3丁目6番14号

(5) 岡本梅林倶楽部

令和7年4月20日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	田中 美和子	長崎 泰和
代表者の住所	神戸市東灘区岡本6丁目12番41号	神戸市東灘区岡本6丁目8番22号

(6) 松が枝町自治会

令和7年4月26日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	高木 眞理子	原 絹子
代表者の住所	神戸市北区松が枝町2丁目22番地の14	神戸市北区松が枝町1丁目7番地の3

(7) 枝吉一丁目自治会

令和7年4月27日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	田中 規	恩塚 昭雄
代表者の住所	神戸市西区枝吉1丁目86番地の1	神戸市西区枝吉1丁目231番地の1

(8) 西場集落自治会

令和7年4月27日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	高野 智範	安福 洋二
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡914番地の1	神戸市西区岩岡町岩岡1065番地の1

(9) 自治会法人百合ヶ丘むつみ会

令和7年4月29日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	森本 純一	深澤 哲司
代表者の住所	神戸市北区緑町5丁目3番12号	神戸市北区緑町6丁目25番9号

(10) 漆山自治会

令和7年5月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	八木 敏充	山本 泰裕
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町有瀬57番地の3	神戸市西区伊川谷町有瀬813番地の1

(11) 小東山本町2丁目西自治会

令和7年5月25日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区小東山本町2丁目19番8号	神戸市垂水区小東山本町2丁目25番7号
代表者の氏名	村田 明男	菅村 浩
代表者の住所	神戸市垂水区小東山本町2丁目19番8号	神戸市垂水区小東山本町2丁目25番7号

(12) 小山自治会

令和7年6月8日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区小山2丁目16番7号	神戸市西区小山2丁目13番8号
代表者の氏名	梅田 守	竹内 透
代表者の住所	神戸市西区小山2丁目16番7号	神戸市西区小山2丁目13番8号

神戸市告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年7月8日まで一般の縦覧に供する。

令和7年6月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	友が丘99号線	神戸市須磨区友が丘2663番の27から	新	114.00	最大 8.00 最小 8.00
		神戸市須磨区友が丘2603番の95まで	旧	114.00	最大 8.00 最小 5.00

神戸市告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年6月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年7月8日まで一般の縦覧に供する。

令和7年6月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	落合中央線	神戸市須磨区中落合2丁目 7番の1から	新	18.70	最大 36.10 最小 36.10
		神戸市須磨区中落合2丁目 7番の1まで	旧	18.70	最大 36.10 最小 36.10

神戸市告示第178号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年6月24日 神戸市公報第3916号

別表

自転車等の保管及び 返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月12日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月19日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 1 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月23日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月28日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 1 台		

神戸市告示第179号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 23 条の 2 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	中央区長期放置	自転車 14 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月7日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月8日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月13日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 32 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月14日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月16日	
	中央区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 23 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月19日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月21日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月22日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月24日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月26日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月27日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 33 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月29日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 15 台 原動機付自転車 1 台	令和7年5月30日	

令和7年6月24日 神戸市公報第3916号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 30 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月1日
	兵庫区長期放置	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月7日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月9日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月12日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月15日
	駐輪場内	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月16日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月20日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月21日
	兵庫区長期放置	自転車 15 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月26日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月28日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年5月30日

神戸市告示第180号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和7年5月8日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和7年5月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和7年5月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年5月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年5月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 2台	令和7年5月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和7年5月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和7年5月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車 0台	令和7年5月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年5月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和7年5月29日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 28台 原動機付自転車 0台	令和7年5月31日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第181号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
村上 直哉（ミナトケア訪問鍼灸マッサージ院）	村上 直哉	神戸市垂水区中道 5 丁目 1 番 3 号	令和 7 年 5 月 1 日

令和7年6月24日 神戸市公報第3916号

神戸市告示第182号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
訪問介護ステーション紅葉（もみじ）	(新)神戸市長田区神楽町3丁目3番9号 (旧)神戸市長田区长田天神町2丁目3-27	有限会社ユニバーサルライフ	神戸市長田区长田天神町2丁目3-27	令和7年5月1日	訪問介護 介護予防訪問介護 訪問型サービス(独自)その他の生活支援サービス(その他/定率)
こうほく訪問看護ステーション	(新)神戸市北区有野中町1丁目18番36号 (旧)神戸市北区有野中町1丁目18番8号	医療法人社団 甲北会	神戸市北区有野中町1丁目18番36号	令和7年2月17日	訪問看護 介護予防訪問看護
f i r s t u n i . 訪問看護ステーション	(新)神戸市北区鈴蘭台東町1丁目10-1 (旧)神戸市北区鈴蘭台西町2丁目3番18号	株式会社 d i v A c c e ' s	神戸市北区泉台3丁目2番地の6	令和7年5月12日	訪問看護 介護予防訪問看護
どんぐり訪問看護ステーション 大石	(新)神戸市灘区大石東町6丁目4番12号	株式会社 L i n o	明石市大久保町松陰1050番地の10	令和7年5月23日	訪問看護 介護予防訪問看護

	(旧)神戸市 灘区大石東町 6丁目4番1 2号				
--	----------------------------------	--	--	--	--

神戸市告示第183号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
どんぐり訪問看護ステーション 大石	(新)神戸市灘区大石東町6丁目4番12号 301 (旧)神戸市灘区大石東町6丁目4番12号	令和7年5月23日

神戸市告示第184号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団 せき川クリニック	神戸市東灘区田中町1丁目6番11号	令和5年6月1日
訪問看護ステーションふらつと神戸北	神戸市北区有野中町3丁目29番22	令和7年4月1日

神戸市告示第185号

次の施設について、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2855080145	老人保健施設らぽーと	兵庫県神戸市北区大沢町中大沢字向井新田 2238番3	一般財団法人神戸マリナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目3番18号	令和7年5月1日	介護老人保健施設

令和7年6月24日 神戸市公報第3916号

神戸市告示第186号

次の施設について、介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の指定をしたので、同法第93条の規定により告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870203292	特別養護老人ホーム 灘六甲ちどり	兵庫県神戸市灘区鶴甲 1丁目4番 21号	社会福祉法人晋栄福祉会	大阪府門真市北島町12 番20号	令和7年5 月1日	介護老人福祉施設

神戸市告示第187号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2890800622	ハーブテラス星が丘	兵庫県神戸市垂水区星が丘3丁目8-19	株式会社ゆうの縁	兵庫県神戸市垂水区本多聞2丁目24番15号	令和7年4月4日	地域密着型通所介護
2895200331	高津橋デイサービスゆりん	兵庫県神戸市西区玉津町高津橋597-11	ウェルフェア株式会社	兵庫県神戸市垂水区本多聞2丁目12-30 ハイデンス多聞203号	令和7年4月14日	地域密着型通所介護

令和7年6月24日 神戸市公報第3916号

神戸市告示第188号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890600477	入浴特化型 デイサービス イング SPA	兵庫県神戸市 市長田区 長田町7丁目 2番4号	株式会社 ONE STEP	兵庫県神戸市 須磨区 戒町3丁目1 番8号グラ ンディアル ネ板宿201 号	令和7年5 月1日	地域密着型 通所介護
2890800747	ハーブテラ ス星が丘	兵庫県神戸市 垂水区 星が丘3丁目 8-19	株式会社ト ータルケア プランニン グ	兵庫県神戸市 垂水区 星が丘3丁目 8-19	令和7年5 月1日	地域密着型 通所介護

神戸市告示第189号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2890800622	ハーブテラス星が丘	兵庫県神戸市垂水区星が丘3丁目8-19	株式会社ゆうの縁	兵庫県神戸市垂水区本多聞二丁目24番15号	令和7年4月4日	介護予防通所サービス
2870601131	有限会社ケアステーションあずみ	兵庫県神戸市長田区梅ヶ香町2丁目10-11	有限会社ケアステーションあずみ	兵庫県神戸市長田区梅ヶ香町2丁目10-11	令和7年4月30日	介護予防訪問サービス
2870601131	有限会社ケアステーションあずみ	兵庫県神戸市長田区梅ヶ香町2丁目10-11	有限会社ケアステーションあずみ	兵庫県神戸市長田区梅ヶ香町2丁目10-11	令和7年4月30日	生活支援訪問サービス
2875204469	ヘルパーステーションリーフ西神	兵庫県神戸市西区竹の台5丁目19-21	株式会社アスアル	兵庫県神戸市西区竹の台5丁目19-21	令和7年4月30日	介護予防訪問サービス

令和7年6月24日 神戸市公報第3916号

神戸市告示第190号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870104011	訪問介護事業所 ねこの手	兵庫県神戸市東灘区住吉山手7-8-6-201	合同会社一美	兵庫県明石市大久保町高丘5-3-13-61	令和7年5月1日	介護予防訪問サービス
2870104011	訪問介護事業所 ねこの手	兵庫県神戸市東灘区住吉山手7-8-6-201	合同会社一美	兵庫県明石市大久保町高丘5-3-13-61	令和7年5月1日	生活支援訪問サービス
2870104029	あなぶきケアサービス 神戸 訪問介護事業所	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目6-16	あなぶきメディカルケア株式会社	香川県高松市磨屋町2番地8	令和7年5月1日	介護予防訪問サービス
2870604028	カリーナ神戸ホームヘルプステーション	兵庫県神戸市長田区御蔵通1丁目93 ユニテンプールⅡ 303号	合同会社LGS	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町2-14-3	令和7年5月1日	介護予防訪問サービス
2875104636	ヘルパーステーション サンケア	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町4-3-13 オリバー三宮ビル5F	医療法人社団三聖会	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町4-2-5	令和7年5月1日	介護予防訪問サービス

令和7年6月24日 神戸市公報第3916号

2875205110	よろこびケ アライフサ ービス	兵庫県神戸 市西区玉津 町今津 192- 1 ビリー ブタウン A201	イー株式会 社	兵庫県神戸 市西区井吹 台西町 5 丁 目 6 番地の 4	令和 7 年 5 月 1 日	介護予防訪 問サービス
2875205557	ヘルパース テーション リノ	兵庫県神戸 市西区竹の 台 5 丁目 19-21	株式会社 ASK	兵庫県神戸 市西区竹の 台 5 丁目 19-21	令和 7 年 5 月 1 日	介護予防訪 問サービス
2890600477	入浴特化型 デイサービ ス イング SPA	兵庫県神戸 市長田区長 田町 7 丁目 2 番 4 号	株式会社 ONE STEP	兵庫県神戸 市須磨区戎 町 3 丁目 1 番 8 号グラ ンディアル ネ板宿 201 号	令和 7 年 5 月 1 日	介護予防通 所サービス
2890800747	ハーブテラ ス星が丘	兵庫県神戸 市垂水区星 が丘 3 丁目 8-19	株式会社ト ータルケア プランニン グ	兵庫県神戸 市垂水区星 が丘 3 丁目 8-19	令和 7 年 5 月 1 日	介護予防通 所サービス
2870909617	ケアステー ション S u n n y	兵庫県西宮 市櫛塚町 3 -4 criceNikko ビル 402	株式会社虹 心	兵庫県西宮 市櫛塚町 3 -4 criceNikko 4 階	令和 7 年 5 月 1 日	介護予防訪 問サービス

神戸市告示第191号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2865190264	訪問看護ステーション ら・ら・ら	兵庫県神戸市中央区割塚通2丁目3-2	株式会社 officeFine	兵庫県神戸市中央区割塚通2丁目3-2	令和7年4月11日	介護予防訪問看護
2865190264	訪問看護ステーション ら・ら・ら	兵庫県神戸市中央区割塚通2丁目3-2	株式会社 officeFine	兵庫県神戸市中央区割塚通2丁目3-2	令和7年4月11日	訪問看護
2865190652	アップル訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区加納町2-10-2 MARINA 北野 203	株式会社ケアラボ	大阪府大阪市中央区上本町西1丁目1番16-1202号	令和7年4月21日	介護予防訪問看護
2865190652	アップル訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区加納町2-10-2 MARINA 北野 203	株式会社ケアラボ	大阪府大阪市中央区上本町西1丁目1番16-1202号	令和7年4月21日	訪問看護

2865090605	有限会社ライフ 訪問看護事業所	兵庫県神戸市北区谷上南町 15-10	有限会社ライフ	大阪府大阪市西区西本町一丁目 7番 7 号	令和 7 年 4 月 30 日	介護予防訪問看護
2865090605	有限会社ライフ 訪問看護事業所	兵庫県神戸市北区谷上南町 15-10	有限会社ライフ	大阪府大阪市西区西本町一丁目 7番 7 号	令和 7 年 4 月 30 日	訪問看護
2870202641	ひまわり六甲ケアプランセンター	兵庫県神戸市灘区備後町 2 丁目 1 番 12-101 号	合同会社ひまわり六甲	兵庫県神戸市灘区備後町 2 丁目 1 番 12-101	令和 7 年 4 月 30 日	居宅介護支援
2870502289	ケア 21 兵庫	兵庫県神戸市兵庫区上沢通 5 丁目 8-1	株式会社ケア 21	大阪府大阪市北区堂島 2 丁目 2-2	令和 7 年 4 月 30 日	介護予防福祉用具貸与
2870502289	ケア 21 兵庫	兵庫県神戸市兵庫区上沢通 5 丁目 8-1	株式会社ケア 21	大阪府大阪市北区堂島 2 丁目 2-2	令和 7 年 4 月 30 日	特定介護予防福祉用具販売
2870502289	ケア 21 兵庫	兵庫県神戸市兵庫区上沢通 5 丁目 8-1	株式会社ケア 21	大阪府大阪市北区堂島 2 丁目 2-2	令和 7 年 4 月 30 日	特定福祉用具販売
2870502289	ケア 21 兵庫	兵庫県神戸市兵庫区上沢通 5 丁目 8-1	株式会社ケア 21	大阪府大阪市北区堂島 2 丁目 2-2	令和 7 年 4 月 30 日	福祉用具貸与

2870601131	有限会社ケ アステーシ ョンあずみ	兵庫県神戸 市長田区梅 ケ香町2丁 目 10-11	有限会社ケ アステーシ ョンあずみ	兵庫県神戸 市長田区梅 ケ香町2丁 目 10-11	令和7年4 月 30 日	居宅介護支 援
2870601131	有限会社ケ アステーシ ョンあずみ	兵庫県神戸 市長田区梅 ケ香町2丁 目 10-11	有限会社ケ アステーシ ョンあずみ	兵庫県神戸 市長田区梅 ケ香町2丁 目 10-11	令和7年4 月 30 日	訪問介護
2870601255	介護老人保 健施設神戸 長者町白寿 苑居宅介護 支援事業所	兵庫県神戸 市長田区長 者町 19- 1	社会福祉法 人のじぎく 福祉会	兵庫県加古 川市神野町 神野 136 番 地 8	令和7年4 月 30 日	居宅介護支 援
2875204469	ヘルパース テーション リーフ西神	兵庫県神戸 市西区竹の 台 5 丁目 19-21	株式会社ア スアル	兵庫県神戸 市西区竹の 台 5 丁目 19-21	令和7年4 月 30 日	訪問介護

神戸市告示第192号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2855080145	老人保健施設らぽーと	兵庫県神戸市北区大沢町中大沢字向井新田2238番3	一般財団法人神戸マリナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目3番18号	令和7年5月1日	介護予防短期入所療養介護
2855080145	老人保健施設らぽーと	兵庫県神戸市北区大沢町中大沢字向井新田2238番3	一般財団法人神戸マリナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目3番18号	令和7年5月1日	介護予防通所リハビリテーション
2855080145	老人保健施設らぽーと	兵庫県神戸市北区大沢町中大沢字向井新田2238番3	一般財団法人神戸マリナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目3番18号	令和7年5月1日	介護予防訪問リハビリテーション
2855080145	老人保健施設らぽーと	兵庫県神戸市北区大沢町中大沢字向井新田2238番3	一般財団法人神戸マリナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目3番18号	令和7年5月1日	居宅介護支援
2855080145	老人保健施設らぽーと	兵庫県神戸市北区大沢町中大沢字向井新田2238番3	一般財団法人神戸マリナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目3番18号	令和7年5月1日	短期入所療養介護

令和7年6月24日 神戸市公報第3916号

2855080145	老人保健施設らぽーと	兵庫県神戸市北区大沢町中大沢字向井新田2238番3	一般財団法人神戸マリーナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目3番18号	令和7年5月1日	通所リハビリテーション
2855080145	老人保健施設らぽーと	兵庫県神戸市北区大沢町中大沢字向井新田2238番3	一般財団法人神戸マリーナーズ厚生会	兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目3番18号	令和7年5月1日	訪問リハビリテーション
2860190533	あなぶきケアサービス 神戸 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目6-16	あなぶきメディカルケア株式会社	香川県高松市磨屋町2番地8	令和7年5月1日	介護予防訪問看護
2860190533	あなぶきケアサービス 神戸 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目6-16	あなぶきメディカルケア株式会社	香川県高松市磨屋町2番地8	令和7年5月1日	訪問看護
2860690375	訪問看護ステーショングリーンアップル 長田須磨	兵庫県神戸市長田区日吉町6-6-23 1F	株式会社GreenApple	兵庫県神戸市兵庫区上沢通7-1-2	令和7年5月1日	介護予防訪問看護
2860690375	訪問看護ステーショングリーンアップル 長田須磨	兵庫県神戸市長田区日吉町6-6-23 1F	株式会社GreenApple	兵庫県神戸市兵庫区上沢通7-1-2	令和7年5月1日	訪問看護
2860690383	訪問看護ステーションくらげ	兵庫県神戸市長田区御屋敷通4番10 東急ドエルアルス御屋敷通111号室	合同会社くらげ	兵庫県神戸市須磨区桜の杜二丁目6番5号	令和7年5月1日	介護予防訪問看護

令和7年6月24日 神戸市公報第3916号

2860690383	訪問看護ステーションくらげ	兵庫県神戸市長田区御屋敷通4番10 東急ドエルアルス御屋敷通111号室	合同会社くらげ	兵庫県神戸市須磨区桜の杜二丁目6番5号	令和7年5月1日	訪問看護
2870100019	協同の苑六甲アイランド居宅介護支援	兵庫県神戸市東灘区向洋町中3丁目2-6	社会福祉法人協同の苑	兵庫県神戸市東灘区向洋町中3丁目1-2	令和7年5月1日	介護予防支援
2870100027	協同の苑は〜とらんど甲南居宅介護支援	兵庫県神戸市東灘区甲南町2丁目1-20 コープリビング甲南2階	社会福祉法人協同の苑	兵庫県神戸市東灘区向洋町中3丁目1-2	令和7年5月1日	介護予防支援
2870104011	訪問介護事業所 ねこの手	兵庫県神戸市東灘区住吉山手7-8-6-201	合同会社一美	兵庫県明石市大久保町高丘5-3-13-61	令和7年5月1日	訪問介護
2870104029	あなぶきケアサービス 神戸 訪問介護事業所	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目6-16	あなぶきメディカルケア株式会社	香川県高松市磨屋町2番地8	令和7年5月1日	訪問介護
2870604028	カリーナ神戸ホームヘルプステーション	兵庫県神戸市長田区御蔵通1丁目93 ユニテシコーポII 303号	合同会社LGS	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町2-14-3	令和7年5月1日	訪問介護

令和7年6月24日 神戸市公報第3916号

2870804859	ディアージュ神戸	兵庫県神戸市垂水区学が丘五丁目1番4号	西日本プロパティーズ株式会社	兵庫県神戸市垂水区学が丘5丁目1番4号	令和7年5月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
2870804859	ディアージュ神戸	兵庫県神戸市垂水区学が丘五丁目1番4号	西日本プロパティーズ株式会社	兵庫県神戸市垂水区学が丘5丁目1番4号	令和7年5月1日	特定施設入居者生活介護
2875104636	ヘルパーステーションサンケア	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町4-3-13 オリバー三宮ビル5F	医療法人社団三聖会	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町4-2-5	令和7年5月1日	訪問介護
2875104644	居宅介護支援事業所太陽の家	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町5丁目7番19号	株式会社ブライムケア	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町5丁目7番19号	令和7年5月1日	居宅介護支援
2875204089	オアシス神戸西 居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和1058	社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会	兵庫県伊丹市中央4丁目5番6号	令和7年5月1日	介護予防支援
2875205557	ヘルパーステーションリノ	兵庫県神戸市西区竹の台5丁目19-21	株式会社ASK	兵庫県神戸市西区竹の台5丁目19-21	令和7年5月1日	訪問介護

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年6月24日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー グルメシティ小東山店

神戸市垂水区小東山本町3丁目1番2号

2 変更しようする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置		収容台数
平面駐車場①	建物西側	121 台
平面駐車場②	建物西側	86 台
平面駐車場③	建物北東側	115 台
合計		322 台

(変更後)

位置		収容台数
平面駐車場	建物西側	165 台
合計		165 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置		収容台数
駐輪場①	建物西側	88 台
駐輪場②	建物東側	110 台

駐輪場③	建物南側	16 台
合計		214 台

(変更後)

位置		収容台数
駐輪場①	建物西側	131 台
駐輪場②	建物東側	
駐輪場③	建物南側	
合計		131 台

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
ダイエー	24 時間営業	
その他	午前 10 時	午後 9 時

(変更後)

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
ダイエー	24 時間営業	
その他	午前 9 時	午後 11 時

(4) 駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)

出入口の数		位置
出入口①	出入口 4 か所	敷地北西側
出入口②		敷地南西側
入口		敷地西側
出口		敷地西側

(変更後)

出入口の数		位置
入口	出入口 2 か所	敷地西側
出口		敷地西側

3 変更する年月日

2(1)(2) 令和8年2月5日

2(3)(4) 令和7年6月5日

4 変更する理由

2(1)(2) 利用実態にあわせた施設配置計画変更のため

2(3)(4) お客様の利便性向上のため

5 届出年月日

令和7年6月4日

6 縦覧期間

令和7年6月24日から令和7年10月24日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、神戸農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第11条第2項に基づき提出のあった意見書の要旨及び処理結果とともに公告します。

なお、当該変更後の神戸農業振興地域整備計画書は、神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

令和7年6月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

意見書の要旨

意見書の提出なし

令和7年6月24日 神戸市公報第3916号

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和7年6月24日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R7-1号	令和7年6月3日	神戸市中央区八雲通4丁目375番1の一部	18.29	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市水道告示第7号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年6月24日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
70924	有限会社 川島土木	西宮市城ヶ堀町5番22	川島 良一	令和7年6月6日

神戸市交通告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和7年6月24日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

委 託 者	委託業務	委託期間
東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地 日本出版販売株式会社 代表取締役社長 富樫 建	企画商品販売業務	令和7年6月26日から 令和8年3月31日まで